

明治十九年十一月十八日

文部省総務局長 辻 新次 印
帝国大学総長 渡邊洪基殿

本月六日総一九四四号ヲ以テ私立法律学校特別監督条規第七條ニ抛リ試業及第之者判事登用方之義ニ付御照会之趣了承右ハ更ニ試験ヲ要セサル儀ニ有之候此段及御回答候也

明治十九年十一月 司法省総務局長 三好退藏
文部省総務局長 辻 新次殿

(欄外注記↓)

〔文部省 務九五七号 総長 (渡邊洪基) 往復〕

④

書記官

(永井久一郎)

④

〔文部省往復〕明治十九年、④A79〕

194 私立法律学校特別監督条規第七條による優等卒業生試験
及第者判事登用の件に付通知

〔明治十九年十一月十八日〕

(内藤素行)

書記

(五十嵐恭次(小野弥一))

④

④

1) 私立法律学校特別監督条規第七條ニヨリ試験及第ノ者判事ニ登用方之儀ニ付司法省へ及照会候処別紙写之通回答有之候間此段(欄外注記)為念及御通知候也